



News Letter



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

目次

- ◆ 天達共和及び知財部ニュース速報 ----- 2
 - 天達共和の張嵩弁護士が MIP の「2023 IP STARS」の「専利の星」、律新社の 2023 年度知的財産分野における「職人弁護士」の「ブランドスター」に選出されました
 - 天達共和の申暎雨弁護士、葉鵬弁護士が「特集：データ保護とプライバシー法（2023）」における中国に関する章節内容を執筆
- ◆ 最新知財動向 ----- 4
 - 2023 年知的財産強国建設綱要及び第 14 次五カ年計画実施推進計画が公布
- ◆ 代表事例速報 ----- 7
 - 加多宝が広薬に敗訴、3.17 億元の賠償命令
 - 1.5 億元の賠償金が請求された！キングソフトオフィス、またも著作権侵害で係争中
- ◆ TOPICS ----- 9
 - 部分意匠及びその保護について

天達共和の張嵩弁護士が MIP の「2023 IP STARS」の「専利の星」、律新社の 2023 年度知的財産分野における「職人弁護士」の「ブランドスター」に選出されました

国際的に有名な法律情報メディアである「MIP (Managing Intellectual Property)」は、2013 年に「IP STARS」に改称され、現在は 6 つ以上の知的財産権業務分野及び 70 以上の法域をカバーしており、世界中の知的財産権事務所及びその従事者にとって、権威あるプロフェッショナルガイドとなっています。IP STARS は毎年、数千の事務所を対象に綿密な調査を実施し、定量的データ、公開情報、裁判記録、クライアントインタビューなどを通じて、賞の選考を独自に行っています。

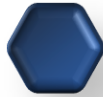
張嵩パートナー弁護士はこれまで 10 社以上の Fortune Global 500 企業及び多くの国内中小企業、スタートアップ企業に包括的な知的財産権リーガルサービスを提供し、顧客から高い評価を得ており、MIP の「2023 IP STARS」の「専利の星」に選ばれました。



また、2023 年 8 月 18 日、中国の法律サービス業界における有名な第三者情報サービス機関である律新社は、2023 年の知的財産権分野における「職人弁護士のブランドスター」を発表し、張嵩弁護士は、クライアントへの専門的なサービスが評価されて、選出されました。

天達共和の申曉雨弁護士、葉鵬弁護士が「特集：データ保護とプライバシー法（2023）」における中国に関する章節内容を執筆

2023 年 7 月、世界で著名な経済メディアの一つである Financier Worldwide 誌が「特集：データ保護とプライバシー法（2023）」（「InDepth Feature: Data Protection & Privacy Laws 2023」）を発表しました。



天達共和法律事務所の申暎雨パートナー弁護士と葉鵬パートナー弁護士は、中国区域の唯一の専門家として、同誌に「特集:データ保護とプライバシー法 (2023)」報告書における中国関連内容を執筆し、データコンプライアンス分野における中国の現在の立法・規制環境、データ処理・保護における企業の責任とリスク、データ漏洩への対応、第三者と協力してデータを処理する際のリスクコントロール措置、企業内部の情報漏洩リスク管理を詳細に解説し、データ越境とサイバーセキュリティ審査に関する中国の規制・法執行活動を重点的に紹介し、かつ、データコンプライアンスについて、関連企業に重要なアドバイスを提供しました。



2023 年知的財産強国建設綱要及び第 14 次五カ年計画実施推進計画が公布

中国共産党中央、国務院が配布した「知的財産強国建設綱要(2021~2035 年)」及び国務院が配布した「第 14 次五カ年計画国家知的財産権保護及び運用計画」を徹底的に実行するために、国家知識産権局は「2023 年知的財産強国建設綱要及び第 14 次五カ年計画実施推進計画」を配布し、2023 年度の重点任務及び措置を明確にした。その主な内容は以下のとおりである。

一、知的財産権制度の整備

(一) 知的財産権の法律法規、規則の整備

「専利法実施細則」、「商標法」、「商標法実施条例」、「著作権法実施条例」等の知的財産権分野の主要な法令の改正作業を推進し、商業、生物、漢方薬、国防等の複数の分野の知的財産権関連法令を整備する。

(二) 知的財産権に関する重大政策の改革・改善

専利商標審査制度の整備を完備し、新たな審査制度の研究を展開し、専利出願行為規範の改正を推進し、軍用ソフトウェア著作権登記暫定弁法を打ち出す。

(三) 新興分野及び特定分野における知的財産権規則の整備

データの知的財産権保護の規則の構築を加速し、データの知的財産権の登録制度を模索し、データの知的財産権の地方における試行を展開する。ビッグデータ、人工知能、ブロックチェーン及び伝統文化、伝統知識分野における知的財産権保護規則を模索する。

二、知的財産権保護の強化

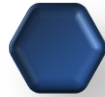
(一) 知的財産権の司法保護の強化

審理、裁判の改革を推進し、「民事訴訟法」における技術調査官に関する規定を整備し、知的財産権刑事事件における法律適用の解釈を発表し、知的財産権司法保護の典型事例を発表する。

(二) 知的財産権の行政保護の強化

知的財産権の行政保護、法執行指導業務を強化し、調査・鑑定に関する規則・方法を改善し、悪意のある行為に対する取締りを強化し、医薬、ニューメディア、電子商取引分野における





知的財産権保護メカニズムを構築・強化する。

(三)知的財産権共同保護パターンの改善

知的財産権共同保護の強化に関する意見を打ち出し、公証、信用管理、紛争対応、譲渡審査など各方面における知的財産権関連業務を規範化、強化する。

三、知的財産権市場運営メカニズムの完備

(一)知的財産権創出の質の向上

専利・商標出願業務を系統的に管理し、専利優先審査のグリーンルートを円滑にし、中央企業の価値の高い専利業務の展開に関するガイドラインを制定し、知的財産管理体系を整備する。

(二)知的財産権の総合的運用の強化

専利開放許諾制度の全面的な実施を推進する。専利権譲渡登記業務の改善を模索し、データ収集・分析に力を入れ、専利許諾料率の統計データを発表する。

(三)知的財産権の市場における運営の促進

知的財産権の担保融資モデルを整備し、銀行による知的財産権評価モデルを模索し、知的財産権に関する担保登記情報の統一的な検索を推進し、知的財産権に関する法律サービスの専門化を導き、知的財産権運営サービスの発展を導く。

四、知的財産権公共サービスのレベルの向上

(一)知的財産権公共サービス供給の強化

知的財産権公共サービスの応用を豊富にし、基層での応用に力を入れる。

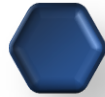
(二)知的財産権公共サービスの効果の向上

知的財産権の質権設定情報プラットフォームの役割を発揮し、植物新品種権に関するガイドラインを制定、改訂し、植物新品種保護のための情報サービスプラットフォームを最適化、整備する。

五、知的財産権に有利な人文・社会環境の構築

新型の知的財産権シンクタンクの建設を加速し、知的財産権分野の理論的・実務的な主要問題の研究を強化し、知的財産権専門家の育成に力を入れ、知的財産権管理部門の弁護士チームの育成を強化する。

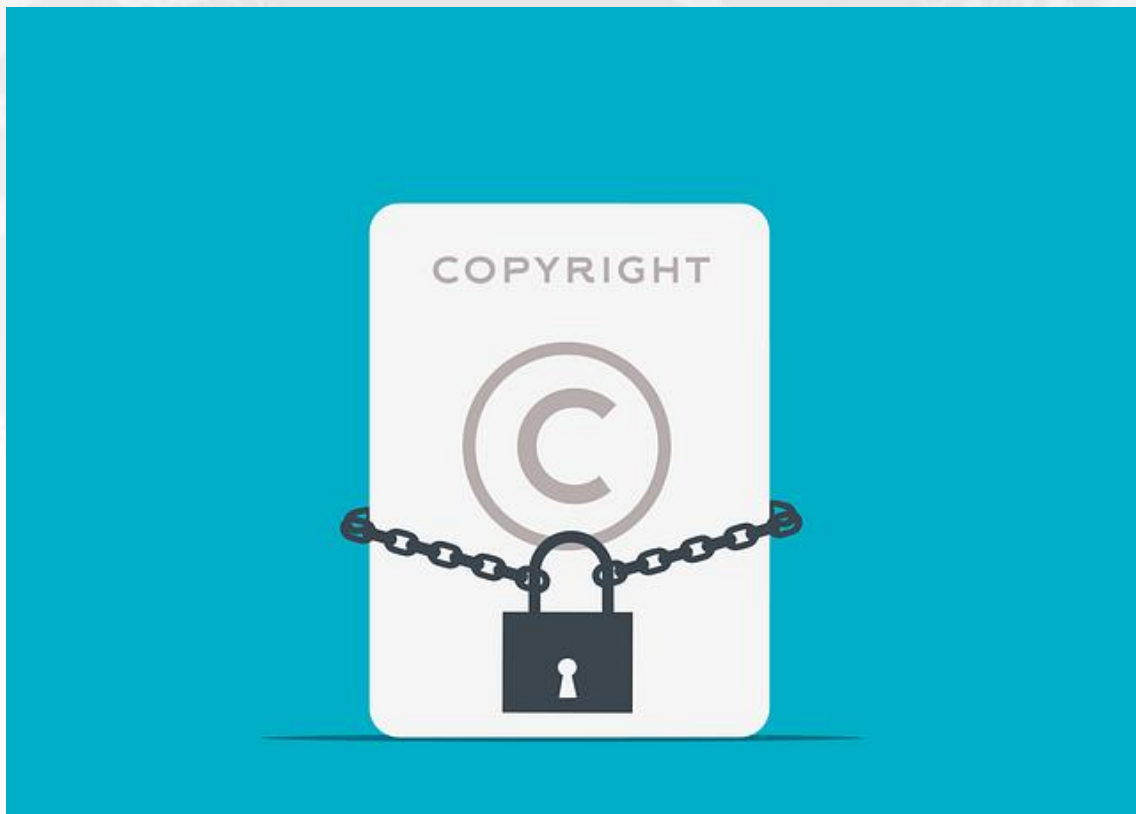




六、グローバルな知的財産権ガバナンスに深く関与する。

知的財産権の国際的な交流・協力を強化し、著作権条約の国際的な交渉・実施業務を適切に行い、企業の海外の知的財産リスクに対する早期警告と権利保護支援を強化し、公共情報プラットフォームの構築を強化し、渉外知的財産権仲裁業務の展開を奨励する。

(出典: 国家知識産権局の公式アカウント)



加多宝が広薬に敗訴、3.17 億円の賠償命令

7月10日、加多宝は「広薬との商標紛争事件に関する第一審判決に関する声明」を発表した。該声明によると、2023年7月10日、加多宝は広薬集団と加多宝の商標権紛争に関する広東省高級人民法院の第一審判決を受け取った。この第一審判決は加多宝6社が共同で権利を侵害したと認定し、加多宝6社に3.17億円の損害賠償を命じた。これを受けて、加多宝は直ちに最高人民法院に上訴する意向を示した。

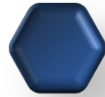
2014年に広薬集団が商標権侵害訴訟を提起して以来、この事件は国の司法機関から非常に重視され、社会からも広く注目されている。広東高院は2018年に第一審判決を下し、加多宝に14.4億円の賠償を命じたが、両者は何れもこれを不服として上訴した。2019年6月17日、最高人民法院は(2018)最高法民終1215号民事裁定を出し、広薬集団が提供した主な証拠について、「証拠の内容、形式ともに大きな瑕疵があり、本件の事実を認定する根拠とならない」と判断し、広東高院が下した(2014)粵高法民三初字第1号民事判決を取り消し、広東高院に差し戻し、「当該侵害行為の性質及び関連する法的責任について、改めて総合的に判断、認定する」よう求めていた。

出典：南方都市報

1.5 億円の賠償金が請求された！キングソフトオフィス、またも著作権侵害で係争中

7月18日、キングソフトオフィスは公告を公表し、同社とその子会社が訴訟に巻き込まれたことを開示した。同公告により、同社はこのほど北京知識産権法院から通知を受け、今年6月7日に、同社及びその子会社の北京数科網維技術有限責任公司(以下「数科公司」という)が、北京冠群信息技术股份有限公司(以下「冠群公司」又は「原告」という)から、コンピュータソフトウェア著作権を侵害しているという事由で、訴訟を提起された。現時点で、この事件は受理されているが、まだ開廷審理が行われていない。

2020年5月、数科公司与冠群公司是「数科 OFD 文書処理ソフトウェア代理協定書」を締結し、金融、証券、保険、信託の4つの業界において、冠群公司を数科 OFD 文書処理ソフトウェアの独占的な全国総代理店とすること(有効期間:2019年5月1日~2025年12月31日)を約

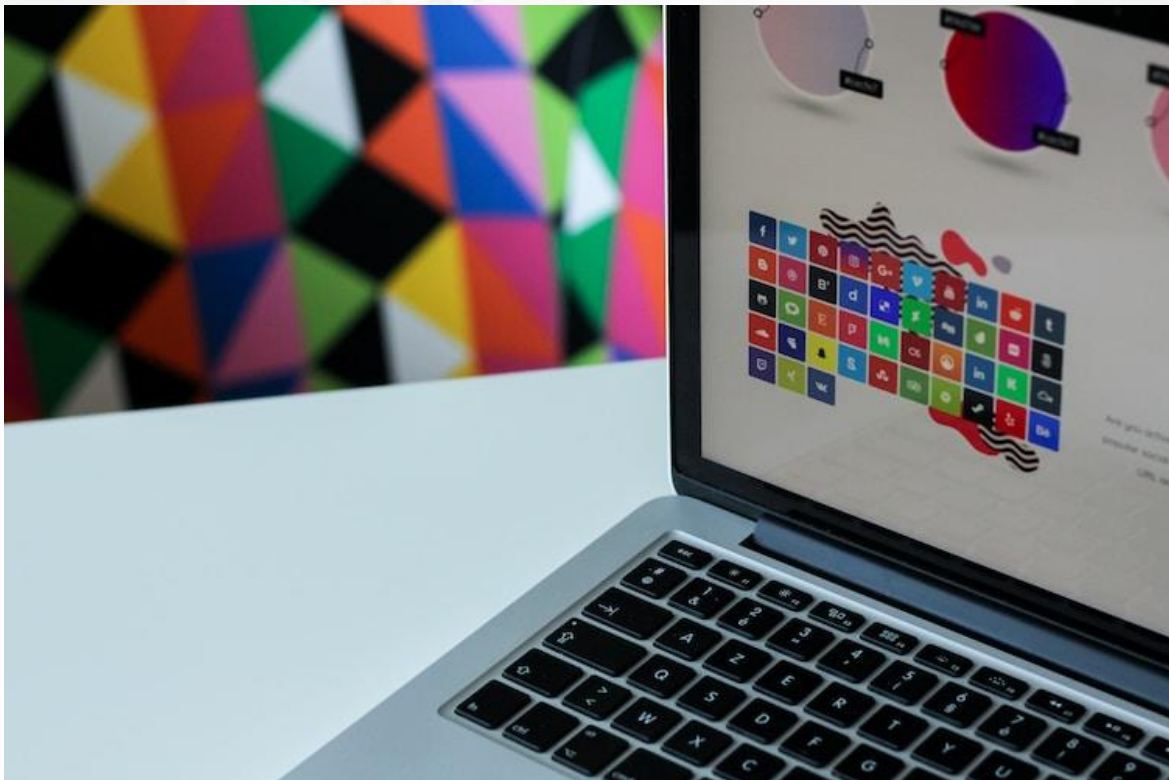


定した。

2021年の初め、見込み顧客から、数科 OFD 独占代理販売の委任状の提出を求められたため、原告の冠群公司是数科公司に委任状の交付を要求したが、数科公司是期限までに交付しなかった。また、冠群公司是、数科公司的支配株主であるキングソフトが金融業界で数科 OFD 商品を販売していることを発見した。

これに対し、冠群公司是以下のように主張している:キングソフトが金融業界で数科 OFD 製品を販売する行為は著作権侵害及び不正競争に該当する。キングソフトは数科公司的支配株主であるが、数科公司在キングソフトに金融分野において販売を許可した。この行為は両被告による共同販売行為と見なされるべきであり、両被告は、代理協定で約定した販売価格の2倍の懲罰的賠償責任を負うべきである。すなわち、冠群公司是自社に1.5億元の損失を共同で賠償し、かつ、侵害行為を直ちに中止しなければならない。

出典:証券時報

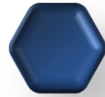




部分意匠及びその保護について

従来の専利法では、意匠とは、製品の形状、模様又はその組合わせ並びに色彩と形状、模様の組合せに対して行われる、優れた美観に富み、かつ工業上の応用に適した新たなデザインを指す。ただし、成熟した産業においては、意匠のイノベーションのほとんどは製品の部分的なデザインに対する改良に反映されている。よって、経済社会の発展に伴い、旧専利法における意匠に関する定義は実際の製品保護のニーズとますます合致しなくなってきた。

2020年10月17日、第13期全国人民代表大会常務委員会第22回会議で「専利法」を改正する決定が採択され、かつ、改正された「専利法」は2021年6月1日から施行された。新専利法の第2条第4項では以下のように規定されている：「意匠とは、製品の全体又は一部の形状、模様又はその組合わせ並びに色彩と形状、模様の組合せに対して行われる、優れた美観に富み、かつ工業上の応用に適した新たなデザインを指す」。当該新しい定義により、意匠は全体的な意匠と部分的な意匠の両方を含む。新専利法は、市場の需要に応じて、意匠の保護を、工業製品に使用される意匠の全体に対する保護から、全体と部分の両方に対する保護に拡大した。



「部分意匠」については、2017年4月1日、「専利法」第4回改正における部分意匠保護について、国家知識産権局の公式サイトに「【立法質疑応答】専利法改正草案シリーズ(2)部分意匠保護制度」と題する記事が掲載され、専利法改正グループの意匠専門チームの巖若艶氏が質疑応答の形式で、これについて解説した。

Q:「部分意匠」の出願書類と保護範囲についてどのように規定されているのか。

A:部分意匠の出願書類および保護範囲について、付随する専利法実施細則、審査ガイドラインまたは司法解釈においてさらに規定する。

出願書類の要件については、出願時に部分意匠の出願であると明記することを要求したり、点線や実線で、保護を求める部分意匠を図面や写真で明示することを要求したりするなど、国際的には様々な慣行がある。我が国は、出願人に対し、願書において出願したのが部分意匠であることを明記し、図面又は写真において「点線と実線」又は「明瞭とぼかし処理」の方式で保護を求める部分意匠を明確に表現し、簡単な説明において相応の説明を行うよう要求することを考慮することができる。

我が国では、部分意匠の保護範囲を確定する際に、①部分意匠が適用される製品(即ち、製品全体)のタイプ、②部分意匠自体の大きさ、③製品全体における部分意匠の位置、比例関係を考慮することができ、これらの要素はいずれも部分意匠の保護範囲に一定の影響を与える。

改正専利法の施行を保障し、イノベーション主体の部分意匠、意匠の国内優先権の審査に対する切迫した需要に応じるために、国家知識産権局は2023年1月4日に国家知識産権局公告第510号を公布し、「改正専利法の施行に関する関連審査業務処理暫定弁法」を改正した。同弁法は2023年1月11日から施行され、その第1条は具体的に以下のように改正された。

改訂前	改訂後
専利出願人は、2021年6月1日(同日を含む、以下同じ)から、 <u>紙媒体又はオフラインの電子出願の形式で</u> 、改正	専利出願人は、2021年6月1日(同日を含み、以下同じ)より、 <u>紙出願又は電子出願</u> の形式で、改正専利法第2条第4項に従っ





専利法第 2 条第 4 項に基づき、保護を求め
る製品の部分意匠を出願することがで
きる。国家知識産権局は、改正専利法実
施細則の施行後に、前述の出願に対して
審査を行う。

て部分意匠出願を提出することができる。

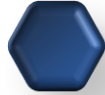
部分意匠出願をする者は、全体の製品
の図面を提出し、点線と実線を組み合わせ
た形式または他の形式で保護を求める内容
を表現しなければならない。保護を求める部
分が立体形状を含む場合、提出図面は当該
部分を明確に示すことができる斜視図を含ま
なければならない。製品全体の図面において
点線又は実線の組み合わせの方式で保護を
求める内容を表現していない場合、意匠の
簡単な説明において、保護を求める部分を
明記しなければならない。

上記からわかるように、部分意匠保護は、単純な法的なレベルから具体的な規則や規定の
レベルまで、さらに細分化され、拡大されている。これは、部分意匠保護制度の実施に対する
国の自信と決意を表明している。これに伴う、部分意匠の出願、権利付与件数も増加しつつあ
る。国家知識産権局のホームページで検索したところ、2023 年 8 月 15 日までに、権利付与さ
れた部分意匠は約 102 件であり、その出願人の国籍は中国、米国、ドイツ、日本等の各主要国
をカバーしており、非常に強い伸びを示している。

出典：天達共和法律事務所

パートナー弁護士・弁理士 張嵩





お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : ip@east-concord.com

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号
亮馬河大廈 1 座 22 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100004

上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号
上海白玉蘭広場 11 階

Tel: (86-21) 5191 7900

Fax: (86-21) 5191 7909

郵便番号: 200080

深セン支所

住所: 深セン市福田区金田路 3088 号
中洲大廈 22 階

Tel: (86-755) 2633 8900

Fax: (86-755) 2633 8939

郵便番号: 518026

武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街
19 号金禾センター 28-29 階

Tel: (86-27) 8730 6528

Fax: (86-27) 8730 6527

郵便番号: 430074

杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路
358-369 号宏程国際大廈 29 階

Tel: (86-571) 8501 7000

Fax: (86-571) 8501 7085

郵便番号: 310020

成都支所

住所: 成都市高新区天府二街 99 号
天府金融大廈 A 座 15 階

Tel: (86-28) 6010 8998

Fax: (86-28) 6010 9008

郵便番号: 610094

南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴区江東中路 347
号国金センターオフィスビル一期 36 階

Tel: (86-25) 8317 8000

Fax: (86-25) 8317 8111

郵便番号: 210019

西安支所

住所: 西安市高新区丈八二路 11 号
永威時代中心 27 階

Tel: (86-29) 8572 7895

Fax: (86-29) 8575 3463

郵便番号: 710065

北京東城区支所(デジタル化)

住所: 北京市東城区東直門南大街 1 号
ラッフルズシティー北京 オフィスビル 17 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100007

広州支所

住所: 広州市天河区珠江新城洗村路
5 号凱華国際中心 39 階

Tel: (86-20) 3885 7515

郵便番号: 510623